

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8－①)

施策名	復興支援に係る施策の推進					担当部局名	厚生労働班 被災者支援・帰還加速班 加速化交付金・国土交通班	作成責任者名	参事官 西澤 栄晃 参事官 野本 英伸 参事官 中村 武史
施策の概要	被災者支援総合交付金については、復興の進展に伴い、災害公営住宅等のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化しており、被災者の生活再建ステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。 復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。					政策体系上の位置付け	復興施策の推進		
達成すべき目標	被災者支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体等における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体等において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。 復興特区支援利子補給金については、対象事業の実施により、雇用機会の創出等を図ることを目標とする。					目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第44条 「復興特別区域基本方針」(令和8年4月3日閣議決定(改定)) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定(改定)) 平成27年1月総合対策(50の対策)及び平成27年7月総理指示に従い、総合交付金として拡充	政策評価実施予定時期	令和9年8月
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	6年度	7年度	8年度		
	1 具体的な支援が必要なくなった見守り等の支援対象世帯数(世帯)	48,000世帯	令和8年度	55,000世帯	令和12年度	41,000世帯	43,000世帯	48,000世帯	・被災者見守り・相談支援事業は、被災者の自立した日常生活を支援するものであることから、「具体的な支援が必要なくなった世帯数(累計)」を測定指標として設定した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、見守り世帯数の過去6年平均減少率が91.3%であることを踏まえ、設定をした。 ・令和12年度の目標値についても、同様である。
						41,462世帯	46,628世帯	—	
	2 子育てイベントの参加人数(人)	700人	令和8年度	500人	令和12年度	4,800人	2,600人	700人	・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業は、被災地におけるこどもたちの遊び場の確保などの様々な事業を支援するものであり、その中から定量的に測定可能で、代表的な測定指標として「子育てイベントの参加人数」を設定した。 ・令和8年度の目標値は令和7年度の実績を元に算出。令和12年度の目標値としては事業全体の開催数として逡減傾向であることから事業内容について継続が見込まれるものを精査し算出した。
						3,785人	703人	-	
	3 地域と学校が連携・協働した学習支援の取組数(件)	244件	令和8年度	204件	令和12年度	—	264件	244件	・子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業は、被災地の子供たちへの学習支援、震災の風化防止や復興に関わる学びを通じて、地域コミュニティの復興促進を支援し、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決していく体制を整備することが目的であるため、測定指標を「地域と学校が連携・協働した学習支援の取組数」とした。最終的には本事業を活用せず、取組を継続していくことが重要であるため、数値は必ずしも増加するものではない。 ・令和8年度の目標値は令和8年度以降は福島県のみで実施する事業であることを踏まえ20取組分減らして設定。令和12年度の目標値については、既存の補助事業への移行を促すため、毎年10取組ずつ減少する想定で算出した。
						262件	272件	-	
	4 被災者が主体となっている取組の割合(%)	95.0%	令和8年度	95.0%	令和12年度	90.0%	90.0%	95.0%	・被災者支援総合事業は主に、被災者の生きがいづくりを支援し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出することを目的とするものであることから、測定指標として「被災者が主体となっている取組の割合」を設定した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、令和8年度以降は福島県内のみで実施する事業であることから、令和7年度の実績値のうち福島県内の自治体における「被災者が主体となっている取組の割合」が約94%であることを踏まえ設定した。 ・令和12年度の目標値については、令和8年度の目標値を維持するものとして算出した。
						85.7%	89.9%	—	
	5 復興特区支援利子補給金の支援対象事業における新規雇用者数(累計)	9,982人	令和8年度	10,430人	令和12年度	9,710人	10,041人	9,982人	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、その測定指標として対象事業者の新規雇用者数(累計)を採用した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、令和7年度の実績値に令和3年度から令和7年度までの福島県沿岸部のみの増加率の平均を乗算して算出した。 ・令和12年度の目標値については、令和7年度の実績値に令和8年度の目標値から令和7年度の実績値の差分を5回分加算して算出した。
						9,816人	9,870人	—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和8年 行政事業レビュー 予算事業ID
	5年度	6年度	7年度	8年度			
(1) 被災者見守り・相談支援事業 (平成27年度)	102.01億円 (74.75億円)	77.58億円 (67.29億円)	76.99億円 (65.37億円)	55.32億円	1	被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築するため、市町村等が実施主体となって、①生活支援相談員の配置等を通じて、見守り・相談支援など日常生活上の生活支援、住民相互の交流機会の提供、②被災者支援を行う関係団体間の活動内容等を調整するための「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催、③被災者支援技法に関する研修や被災者支援に従事する者の活動のバックアップなどを行うために必要な費用を交付する。	019805
被災した子どもの健康・生活対策 (2) 等総合支援事業 (平成26年度)					2	様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けているこどもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかなこどもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災したこどもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施するために要する費用を交付する。	018657
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 (3) (被災者支援総合交付金の1メニューとなったのは平成29年度から)					3	東日本大震災の被災地の子供たちの学習環境の好転や地域コミュニティの復興促進を図るため、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域の方々の参画を得た上で、放課後子供教室等の学習支援活動等を行う自治体等に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	019811
(4) 被災者支援総合事業 (平成28年度)					4	被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図るため、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合したうえで、自治体や支援団体に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	019800 019799 019797 019798 019796 019795
福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動事業 (5) 然体験・交流活動事業 (平成26年度)					-	福島県の子供の心身の健康の保持を図るため、福島県内の子供を対象として自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を実施する県内の学校や社会教育団体等に対し、事業実施に必要な経費(宿泊費、交通費、活動費)を交付する。	019809
(6) 被災者の心のケア支援事業 (平成25年度)					-	東日本大震災における被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図るために必要な経費を交付する。	019815
(7) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)	4.94億円 (3.57億円)	3.99億円 (2.77億円)	3.22億円 (2.60億円)	2.75億円	5	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、指定金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。(融資実行後5年間、利子補給率0.7%以内)	000496
施策の予算額・執行額	106.95億円 (78.32億円)	81.57億円 (70.06億円)	80.21億円 (67.97億円)	58.07億円	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		「復興特別区域基本方針」(令和8年4月3日閣議決定(改定)) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定(改定))

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8－②)

施策名	原子力災害からの復興に係る施策の推進					担当部局名	加速化交付金・国土交通班 被災者支援・帰還加速班 復興知見班 企業連携班 インフラ・住宅班		作成責任者名	参事官 中村 武史 参事官 野本 英伸 参事官 八木 俊樹 参事官 伊奈 友子 参事官 小路 剛志	
施策の概要	避難を余儀なくされた方々への支援やふるさとへの帰還に向けた生活環境整備はもとより、原子力災害からの福島の復興及び再生のための取組を総合的・計画的に、かつ責任を持って継続的に講ずる。 ※本表中の測定指標2及び3、達成手段(3)は、令和7年度までの復興庁政策体系中、「「新しい東北」の創造に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」に位置づけ、施策の実施を図ることとした。また、同様に測定指標4、達成手段(4)は、令和7年度までの復興庁政策体系中、「被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」に位置づけ、施策の実施を図ることとした。					政策体系上の位置付け	復興施策の推進				
達成すべき目標	①安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現、②地域経済の再生、③地域社会の再生を早期に実現する。					目標設定の考え方・根拠	「福島復興再生基本方針」(令和7年12月16日閣議決定)第1部			政策評価実施予定時期	令和9年8月
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度		目標年度	6年度	7年度	8年度				
1 原子力災害からの福島の復興と再生の状況	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	令和8年度	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	令和12年度	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施	・測定指標は、原子力災害からの復興に係る施策は、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、原子力災害からの福島の復興と再生を目的に実施されるべきものであることを踏まえて設定した。 ・目標は、毎年度、福島復興再生基本方針等に基づく取組を実施することとし、各事業の行政事業レビューを踏まえて進捗状況を把握・評価する。			
2 結の場に参加した福島県内企業のうち、経営課題の解決に向けて成果が出たと回答した割合(%)	80%	令和8年度	80%	令和12年度	(1,738件)	(1,800件)	80%	結の場事業は、大手企業と福島県内企業とが対話することによって、参加した福島県内企業の経営課題が解決されることを目的とするものであり、測定指標は、より多くの福島県内の企業の経営課題が解決されることが望ましいことを踏まえて設定した。 目標値については、これまで、「マッチング等による被災地企業の経営課題解決件数」を測定指標としており、被災地ニーズおよび採択見込みの事業規模を精査し、件数について目標値を設定していた(「年度ごとの目標値」において「()」を付した箇所)ところ、事業の見直しをおこなったことにより、基準年度である令和8年度の目標値について、アンケート実績を参考に目標を設定した。具体的には、令和7年度に結の場に参加した事業者26者からの回答のうち、肯定的な評価を回答した者(19者)の割合 73.1%(=19/26×100)を基に令和8年度の目標値を設定した。令和12年度においても、同程度の水準を維持することを目指して、令和12年度目標を設定した。			
3 復興に係る好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたワークショップ及びセミナー参加者の満足度(%)	80%	令和8年度	80%	令和12年度	-	-	80%	測定指標は、ワークショップ及びセミナーの参加者がこれらを理解する事を通じて、長期的には、東日本大震災の復興に係る好事例やノウハウの被災地内外へ展開につながるため、「ワークショップ及びセミナーの参加者の満足度」を設定した。 基準年度である令和8年度の目標値及び目標年度である令和12年度の目標値については、令和7年度における類似事業におけるセミナーの参加者へのアンケートにおいて、「非常に満足した」「満足した」の割合が約8割であったことからこれらを参考に新たな目標を設定した。			
4 住まいの復興給付金を利用した住宅再建世帯数(累計)	29,777件	令和8年度	30,911件	令和12年度	29,678件	29,796件	29,777件	・測定指標は、「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、「被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応しうる措置として、…(中略)…給付措置を行う。」とされていることを踏まえて設定した。 ・令和8年度の目標値は、これまでの給付実績のトレンドにより算出している。また、福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」での新規申請受付について、令和12年度まで延長したため、新たに設定する令和12年度の目標値は、原子力災害に関する避難指示の解除等を考慮し、今後避難指示解除がなされる可能性のある地域で見込まれる給付件数を、帰還意向調査において帰還意向あり又は保留と回答された件数を基に想定し、これまでの給付実績のトレンドに加算して設定した。			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					令和8年行政事業レビュー 予算事業ID
	5年度	6年度	7年度	8年度							
(1) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費(平成27年度)	82億円(46億円)	53億円(39億円)	52億円(40億円)	52億円	1	福島復興再生特措法等に基づき、住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行う。また、被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を行う。					000499
(2) 福島再生加速化交付金(平成25年度)	800億円(632億円)	722億円(569億円)	688億円(527億円)	591億円	1	避難指示解除に伴い、長期避難者への支援とともに住民の早期帰還やまちの賑わいの再生を一層強化する段階を迎えている福島において、復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策及び新たな住民の移住等の促進の施策等を一括して支援する。					000500
(3) 「新しい東北」普及展開等推進事業(平成25年度)	3億円(3億円)	3億円(3億円)	2億円(2億円)	1億円	2 3	・東日本大震災の復興に係るノウハウを被災地内外に普及展開するため、東日本大震災の被災地に関心のある若者が福島県を訪問し現地の方と交流するワークショップの開催や、復興に係る好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたセミナー等を開催。 ・福島県内の事業者に対して、大手企業等との対話の場を提供することによる経営課題の解決にむけたきめ細やかな支援を実施。					000501
(4) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業(平成25年度)	-	-	-	-	4	・東日本大震災により被害が生じた住宅(「被災住宅」)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。 ・対象者からの申請に応じ、基金を取り崩して給付を行う。					017171
施策の予算額・執行額	885億円(681億円)	778億円(611億円)	742億円(569億円)	644億円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・福島復興再生基本方針(令和7年12月16日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2026」「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～(骨太方針2026)(令和8年7月21日閣議決定)第2章3(1) ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日閣議決定) ・「「新しい東北」の創造に向けて(提言)」(平成26年4月18日復興推進委員会) ・「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)				

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8－③)

施策名		福島国際研究教育機構に係る施策の推進				担当部局名		福島国際研究教育機構室		作成責任者名		参事官 村上 仰志 参事官 鈴木 通仁			
施策の概要		福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構に係る取組を推進する。 ※本表中の測定指標1及び達成手段(1)については、令和7年度までの復興庁政策体系中、「原子力災害からの復興に係る施策の推進」として、施策の実施をしていたが、令和8年度から復興庁政策体系を改定し、新たな施策の柱として、「福島国際研究教育機構に係る施策の推進」を位置づけ、施策の実施を図ることとした。				政策体系上の位置付け		復興施策の推進							
達成すべき目標		福島国際研究教育機構で行う各分野の研究開発等の業務を着実に実施する。				目標設定の考え方・根拠		福島復興再生特別措置法第百十五条、福島国際研究教育機構が達成すべき研究開発等業務についての運営に関する目標(中期目標)(令和5年4月1日主務大臣指示)、福島国際研究教育機構の中期目標を達成するための計画(中期計画)(令和5年4月7日認可)				政策評価実施予定時期		令和9年8月	
測定指標		基準値		目標		年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		6年度	7年度	8年度							
1	福島復興再生特別措置法第百十五条に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価(B評価)以上の評価を受けた項目の割合	100%	令和8年度	100%	令和12年度	100%	100%	100%	・測定指標の選定理由として、福島国際研究教育機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、「福島復興再生特別措置法」(平成24年3月31日法律第25号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされていることを踏まえて設定した。 ・目標値は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態(B評価)以上を目指すべく設定した。 ※ 令和7年度の業務実績評価は令和8年度中に公表予定。						
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等							令和8年 行政事業レビュー 予算事業ID	
		5年度	6年度	7年度	8年度										
(新)福島国際研究教育機構 (1)構関連事業 (令和3年度)		35億円 (24億円)	55億円 (31億円)	78億円 (50億円)	186億円	1	福島の優位性を発揮できる5分野の研究開発に取り組むとともに、その研究開発成果の産業化の取組や、人材育成の取組等を推進するため、機構の体制整備や事務所等の運営管理等にかかる経費を補助し、機構の安定的な運営を図り、研究開発等の業務の基盤を構築する。 あわせて、機構の当初の施設整備のため、敷地造成・施設の設計、工事を実施する。							000656 006584 006586 006587 006590 006591 021846	
施策の予算額・執行額		35億円 (24億円)	55億円 (31億円)	78億円 (50億円)	186億円	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日閣議決定) ・福島復興再生基本方針(令和7年12月16日閣議決定) ・「経済財政運営と改革の基本方針2026」「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～」(骨太方針2026)(令和8年7月21日閣議決定)第2章3(2) ・科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)第5章3(1) ・統合イノベーション戦略2026(令和8年7月14日閣議決定)						